

令和6年度 全国家畜衛生主任者会議資料



独立行政法人

農林水産消費安全技術センター

Food and Agricultural Materials Inspection Center

1 FAMICの概要（業務の目的と内容）

（１）業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条にて次のように定められています。

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、**飼料及び飼料添加物**並びに土壌改良資材の**検査等**を行うことにより、これらの**資材の品質の適正化及び安全性の確保**を図ることを目的とする。

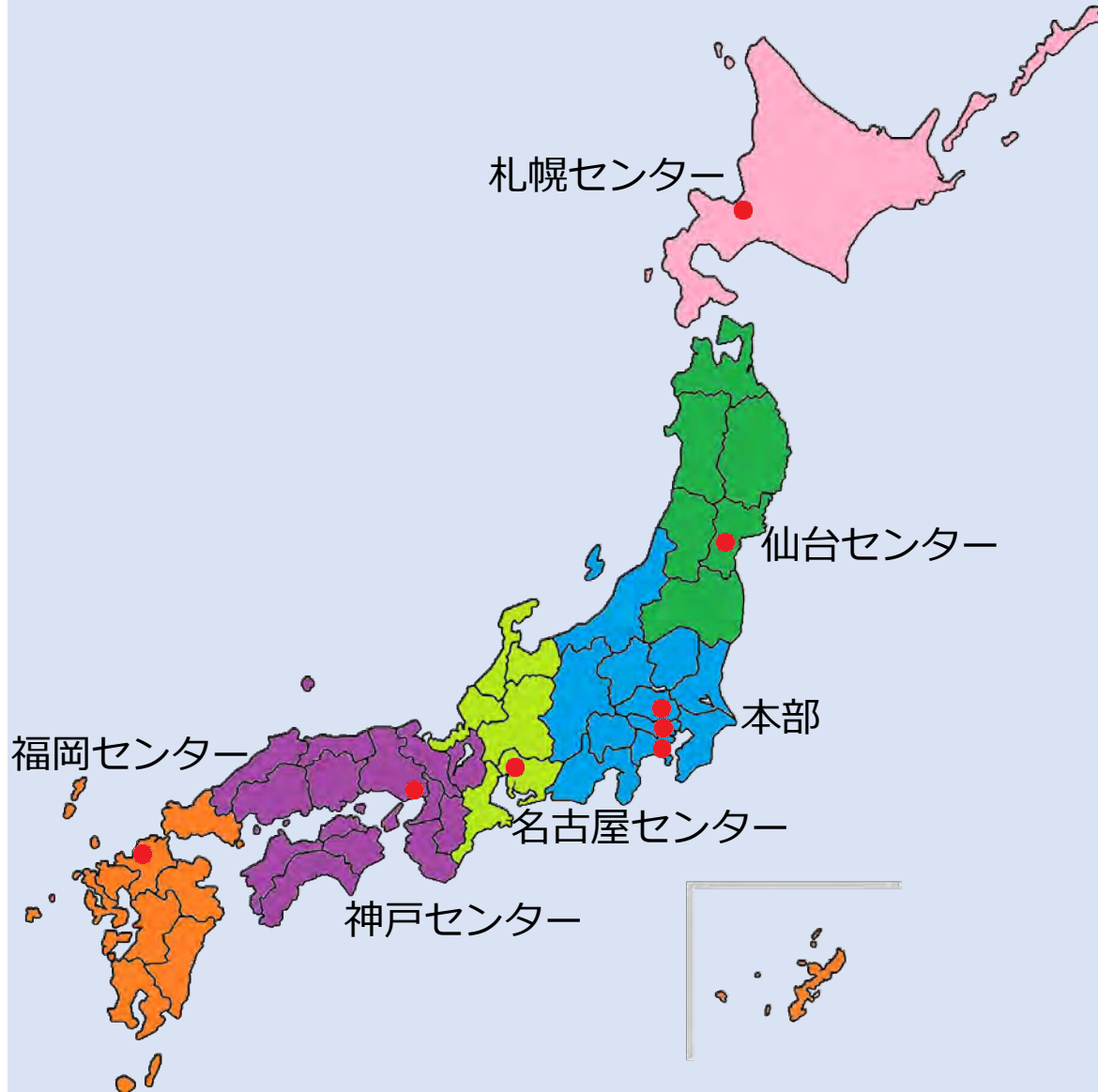
（２）業務の内容

FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行うこととされています。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供• 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供• 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査• 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導• 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導 | <ul style="list-style-type: none">• 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習• 肥料、農薬、飼料等の検査• 飼料等の検定、表示に関する業務• 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導• 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査• 上記の業務に附帯する業務• 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等 |
|--|---|

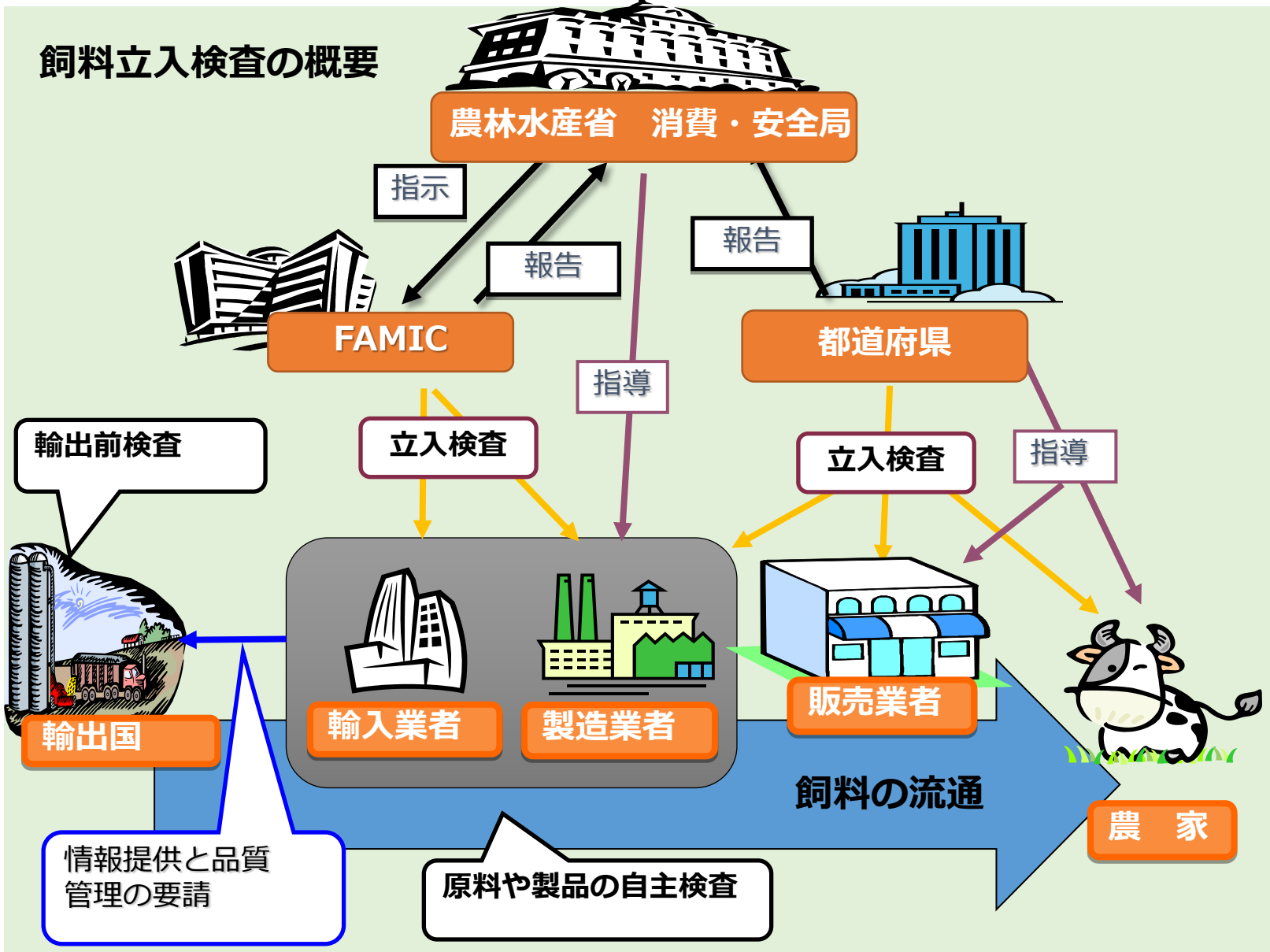
1 FAMICの概要（各事務所の所在地）

（3）各事務所の所在地



本部	：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟
農薬検査部	：東京都小平市鈴木町2-772
横浜センター	：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
札幌センター	：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎（肥飼料検査課）
仙台センター	：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター	：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター	：神戸市中央区港島南町1丁目3番7
福岡センター	：福岡市東区千早3-11-15

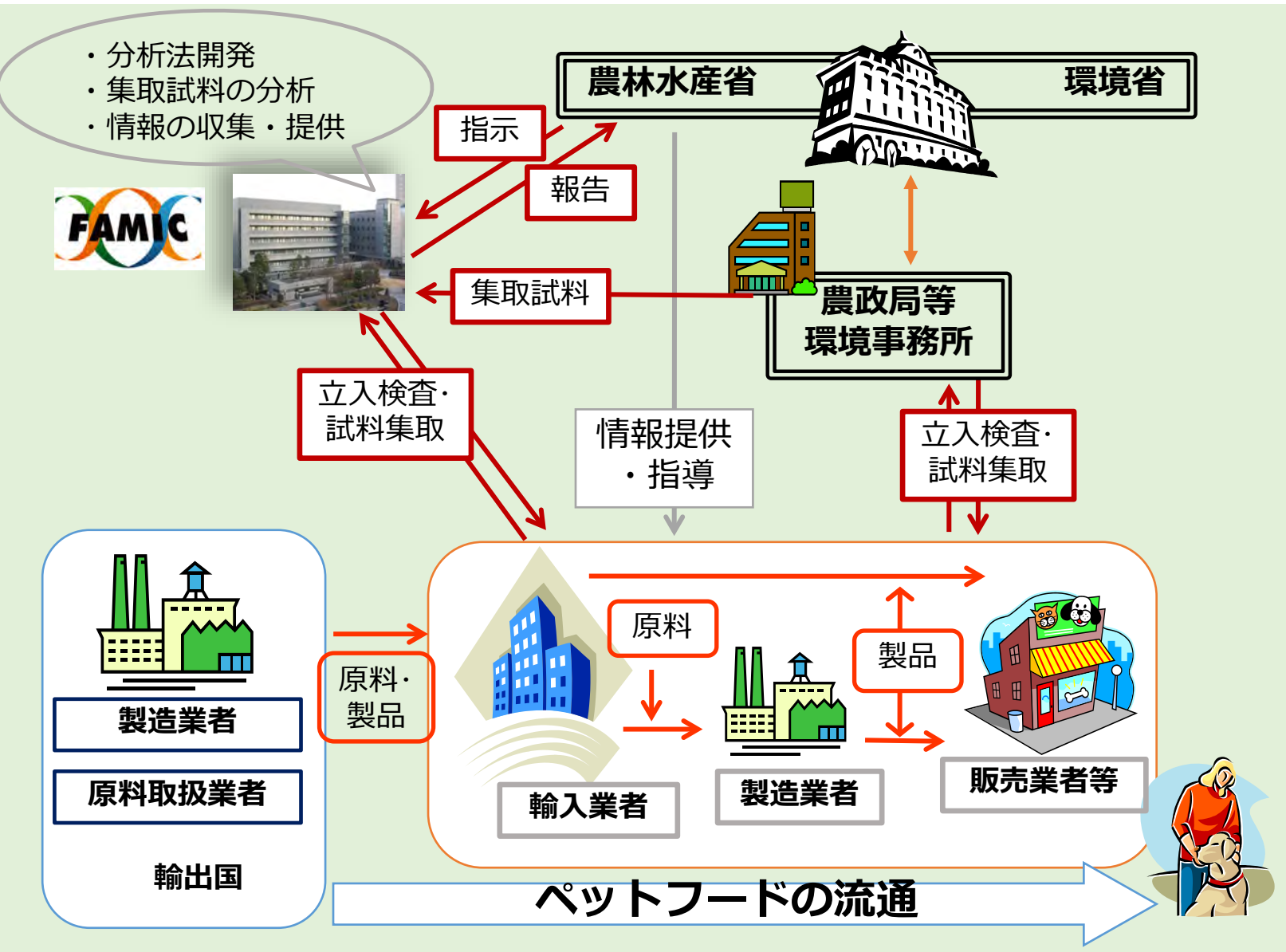
2 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく立入検査



飼料立入検査

- ◆ 農林水産大臣の指示によりFAMIC職員が立入検査及び飼料等の収去を実施
- ◆ 立入検査の目的：BSEの発生防止、有害物質（かび毒、残留農薬、重金属等）の混入及び病原微生物による汚染防止、抗菌性飼料添加物の規格適合確認等
- ◆ 立入検査及び試験結果を農林水産大臣に報告
- ◆ 違反業者に対し技術的助言

3 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」に基づく立入検査



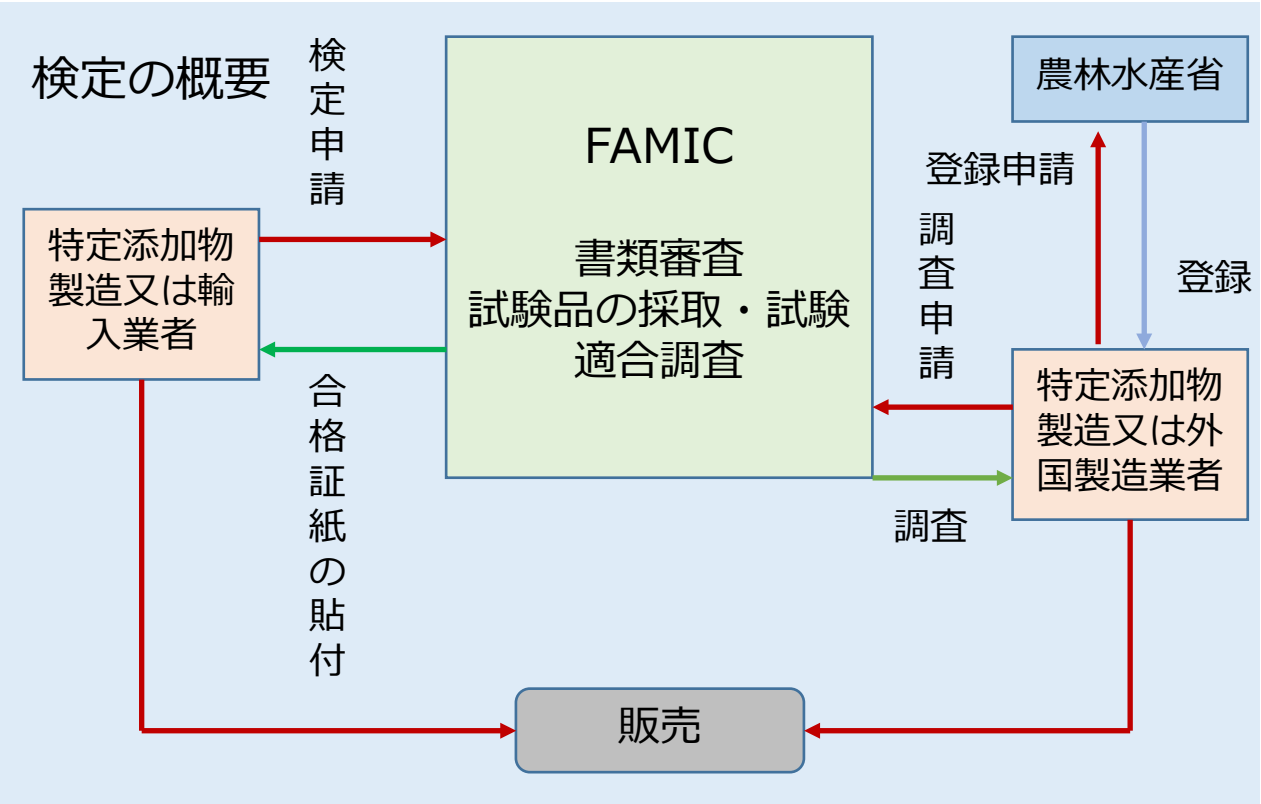
ペットフードの立入検査

- ◆ 農林水産大臣の指示に基づき検査
- ◆ 立入検査結果を農林水産大臣に報告
- ◆ FAMIC及び農政局が集取したペットフードを分析し農林水産大臣に報告
- ◆ 違反業者に対し技術的助言

4 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の検定

- ◆ 11品目の特定添加物（抗生物質製剤）を対象として、性状（物理的、化学的性質）、確認試験、力価試験について成分規格に適合しているか検査を実施
- ◆ これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付したものでなければ販売してはならないとされています。



試験品採取



合格証紙の貼付

	令和4年度	令和5年度
特定添加物の検定件数	101	103
うち不合格件数 (不合格率(%))	4 (4%)	2 (2%)

5 B S E 発生防止のための検査

B S E 発生防止等のため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づき、飼料又はペットフード用の動物由来たん白質について、農林水産大臣又はFAMIC理事長の指示により、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っています。

飼料用肉骨粉等確認検査（大臣確認検査）

- ◆ 動物由来たん白質製造工場に対し、対象となる製品に他の動物由来たん白質が混入しないことを立入検査により確認
- ◆ 輸入飼料については、必要な契約等が出来ているか書類審査を実施
- ◆ 確認事業場はFAMICホームページに掲載

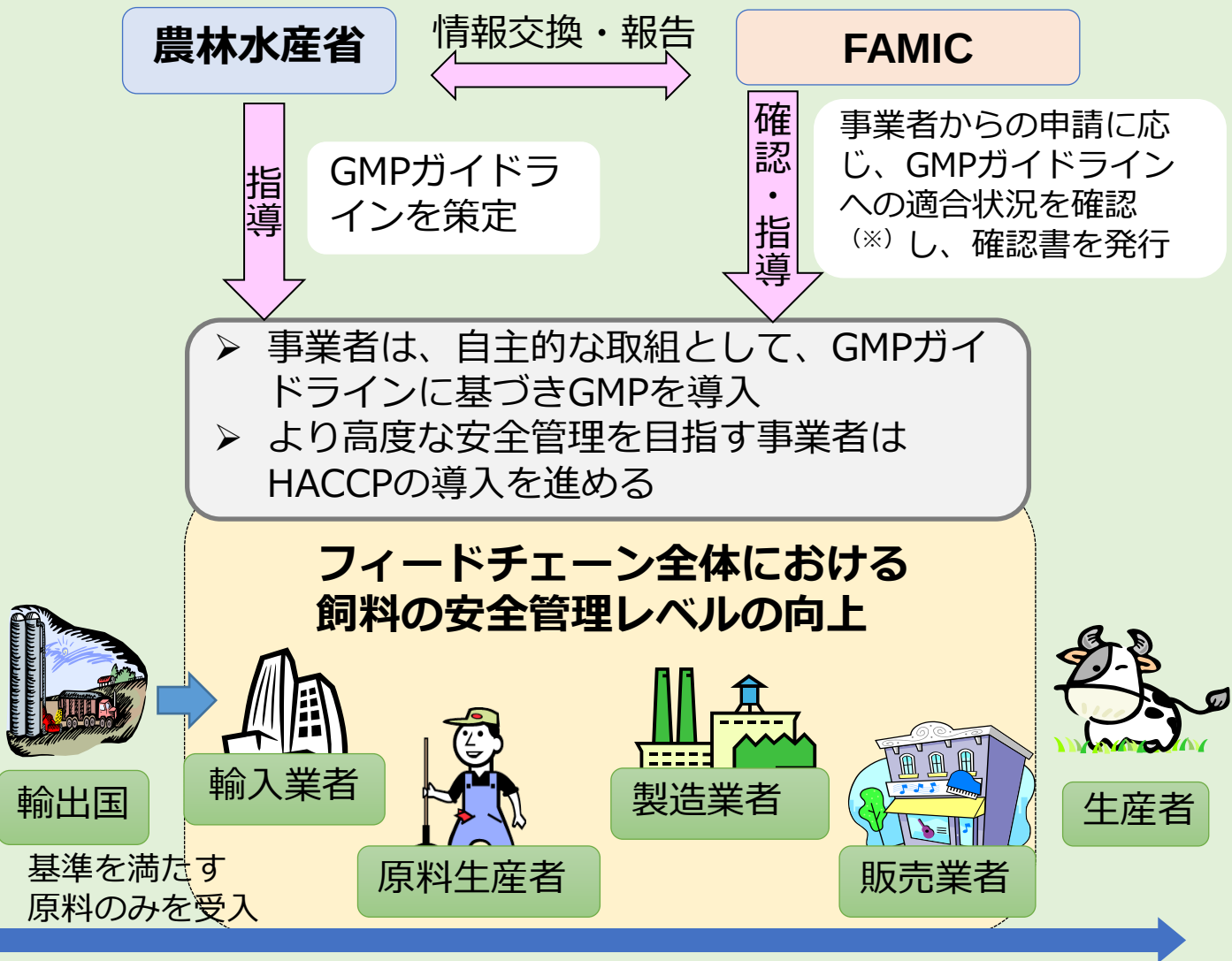
ペットフード用肉骨粉等確認検査(理事長確認検査)

- ◆ FAMICに、確認の申請があったペットフード用肉骨粉等製造業者に、FAMICが他の動物由来たん白質が混入しないことについて製造工程等確認検査を実施
- ◆ 適合確認事業場についてはFAMICホームページに掲載

	令和 4 年度	令和 5 年度
大臣確認検査	1 0 1	9 4
理事長確認検査	3 3	3 2

6 GMPガイドラインに基づく確認検査

GMPガイドラインに基づく飼料の安全確保の仕組み



GMPガイドライン

事業者自らが工程管理を行うことにより飼料等の安全性を担保ことを目的とする「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」に基づき、飼料又は飼料添加物を製造する事業場等への適合状況の確認検査を行っている。

	令和4年度	令和5年度
飼料又は飼料添加物を製造する事業場	102	95
飼料又は飼料添加物を輸入する事業場	0	0

抗菌剤GMPガイドラインに基づく確認検査件数

	令和4年度	令和5年度
飼料又は飼料添加物を製造する事業場	4	2
飼料又は飼料添加物を輸入する事業場	0	0

7 飼料のモニタリング検査

検査の目的：有害な物質、病原微生物等を含む飼料が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜への被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されることを防止

◆農林水産省が策定している計画の一環及び畜水産安全管理課からの指示に基づく、飼料等のサーベイランス・モニタリング分析（検査結果はホームページで公表しています。）

◆分析項目：かび毒、農薬、病原性微生物（サルモネラ）、重金属等

▶ モニタリング試験結果の公表

- ・ モニタリング検査の目的
有害な物質、病原微生物等を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため
- ・ 分析法（定量下限、検出下限、回収率）、サンプリング法
 - 1 [飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令](#)（昭和51年農林省令第35号）
 - 2 [飼料等検査実施要領の制定について](#)（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）
 - 3 [飼料分析基準](#)（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知）
 - 4 [飼料中のダイオキシン類の定量法暫定ガイドラインの全面改訂について](#)（平成16年11月24日付け16消安第5299号 農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）

● 輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果の公表について（令和5年度第3四半期まで）

- ・ [データの取り扱いについて](#)（PDF:10KB）
- ・ [とうもろこし](#)（PDF:321KB）
- ・ [マイロ](#)（PDF:231KB）
- ・ [大麦](#)（PDF:99KB）
- ・ [小麦](#)（PDF:115KB）
- ・ [乾牧草](#)（PDF:267KB）
- ・ [Corn](#)（PDF:268KB）
- ・ [Milo](#)（PDF:198KB）
- ・ [Barley](#)（PDF:113KB）
- ・ [Wheat](#)（PDF:147KB）
- ・ [Hay](#)（PDF:257KB）

平成22年度までは[こちら](#)をご覧ください。

● 検査品 [令和4年度](#) [（過去分）](#)

● 調査品 [令和4年度](#) [（過去分）](#)



8 飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査技術を向上させるため分析法の開発、改良を行うとともに、飼料等の分析法について、国際基準との比較検討を実施しています。

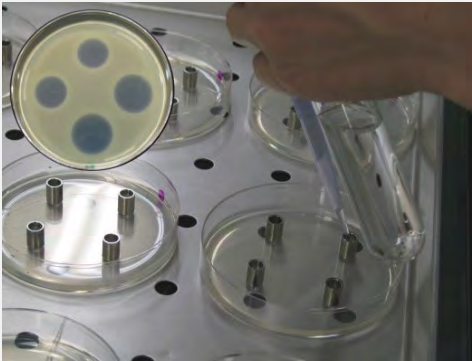
	令和 4 年度	令和 5 年度
分析法の開発の課題数	8	9



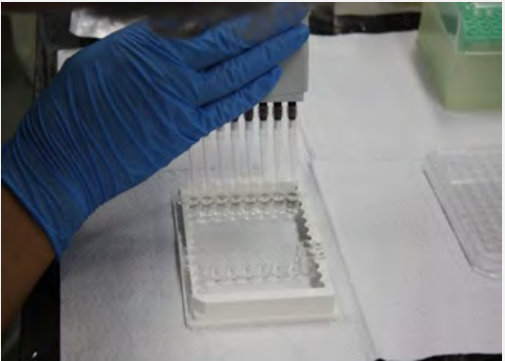
農薬(GC-MS)



かび毒(LC-MS/MS)



抗生物質(バイオアッセイ)



動物由来たん白質(ELISA)

9 WOAHCollaboration・CenterRelatedBusiness

FAMICは飼料の安全と分析におけるWOAH Collaboration・Centerとして、飼料の安全確保に関する国際会議及び技術研修の開催や、飼料中の有害物質のモニタリング結果、飼料分析法等、ウェブページ上での情報発信を通して、Collaboration・Centerとしての活動を行っています。

令和元年12月には12カ国とラボネットワークを構築している。また、令和5年2月1日には、WOAH アジア太平洋事務所と共同で、オンラインにてWOAH アジア・太平洋地域を対象にした飼料の安全性に関する飼料中の農薬分析の技術研修を実施しました。

Main Activity Achievements

- ◆ H25、29年加盟国職員対象とするカビ毒分析に係る研修を本部で実施
- ◆ H31年OIEが開催した「飼料の安全確保に関するワークショップ」において、アジア太平洋地域のラボネットワーク構築の提案
- ◆ R1年11カ国の参加により、ToR規約を発効
- ◆ WOAHCollaboration・Centerと連携して、R3年は重金属、R5年は農薬をテーマとしたテクニカルワークショップをオンラインで開催

WOAH

- ◆ 1924年世界の動物衛生の向上を目的にパリで発足した政府機関(OIE)
- ◆ 2022.5 現在加盟国は182カ国
- ◆ 2022.5 略称がOIEからWOAHに変更



Tokyo, 15-16 January 2019

10 飼料に関する知識講習及び技術支援

飼料等安全性検査技術取得研修会実施状況

- ◆ 当該研修会は、都道府県飼料関係職員の飼料に関する高度な知識及び技術の習得並びに指導能力の向上を図るため、消費・安全局長が毎年度、研修会の内容、開催期間等その実施計画を定め、FAMICにおいて実施しています。（受講受付等の事務は、消費・安全局畜水産安全管理課で行っています。）

実施年度・場所	実施内容	受講者数（都道府県名）
令和4年度		
6月27日Web （FAMIC本部）	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、動物由来たん白質の検出法、飼料の鑑定法	47名（岩手5名、宮城2名、秋田、山形、福島、茨城5名、栃木、埼玉2名、東京4名、富山2名、長野2名、岐阜2名、静岡、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、香川2名、愛媛、福岡、長崎2名、熊本、宮崎2名、鹿児島2名、沖縄）
10月31日～11月2日 （FAMIC神戸センター）	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、かび毒の分析法、動物由来たん白質の検出法	5名（宮城、山梨、大阪、香川、鹿児島）
令和5年度		
7月12日Web （FAMIC本部）	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、動物由来たん白質の検出法、飼料の鑑定法	36名（青森、岩手3名、宮城2名、福島、茨城2名、群馬、埼玉3名、千葉2名、東京、神奈川2名、新潟、富山、福井、岐阜、静岡、愛知、奈良、島根、広島3名、愛媛2名、佐賀、熊本2名、大分、沖縄）
11月6日～8日 （FAMIC本部）	飼料安全法令、飼料の収去方法、飼料中の重金属の分析法、動物由来たん白質の検出法、飼料の鑑定法	4名（宮城、東京、香川、鹿児島）

10 飼料に関する知識講習及び技術支援

飼料等の共通試料による分析鑑定

都道府県の飼料検査指導機関、飼料・飼料添加物製造等業者、民間分析機関等を対象に、分析及び鑑定技術の維持向上を図り、併せて分析誤差を把握し、飼料等の適正な製造及び品質管理の実施に資することを目的として、飼料等の共通試料による分析鑑定が毎年実施されており、FAMICは、農林水産省からの要請により、参加者に対して技術的助言を行っています。

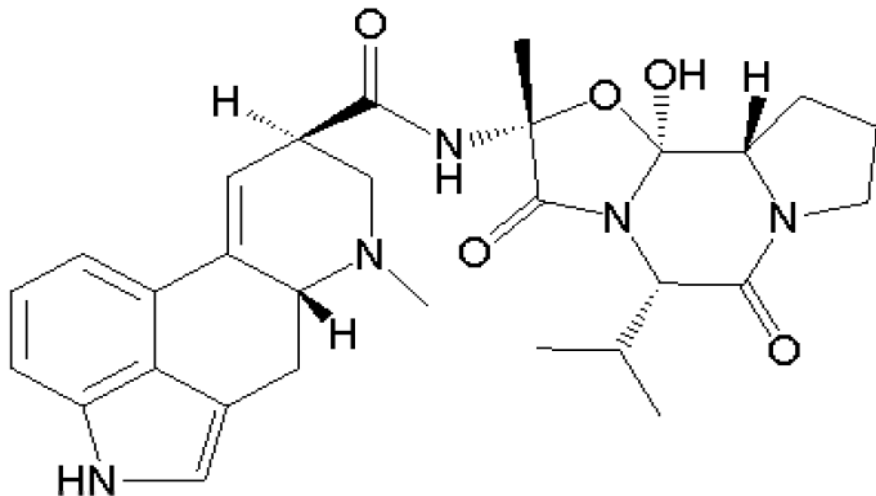
令和5年度は、飼料品質改善協議会が行う「共通試料による分析・鑑定」における試料の調製、結果の取りまとめ等に技術的助言及び協力を行いました。FAMIC6センターを含む204の試験室が参加し、うち、都道府県の検査指導機関は35試験室、登録検定機関は6試験室でした。

飼料安全法に基づき、都道府県による飼料の栄養成分等に関する検査、登録検定機関による検定が適切に行われるよう、各試験機関は引き続き試験値の信頼性確保に取り組む必要があるところであり、FAMICも必要な助言等を行います。

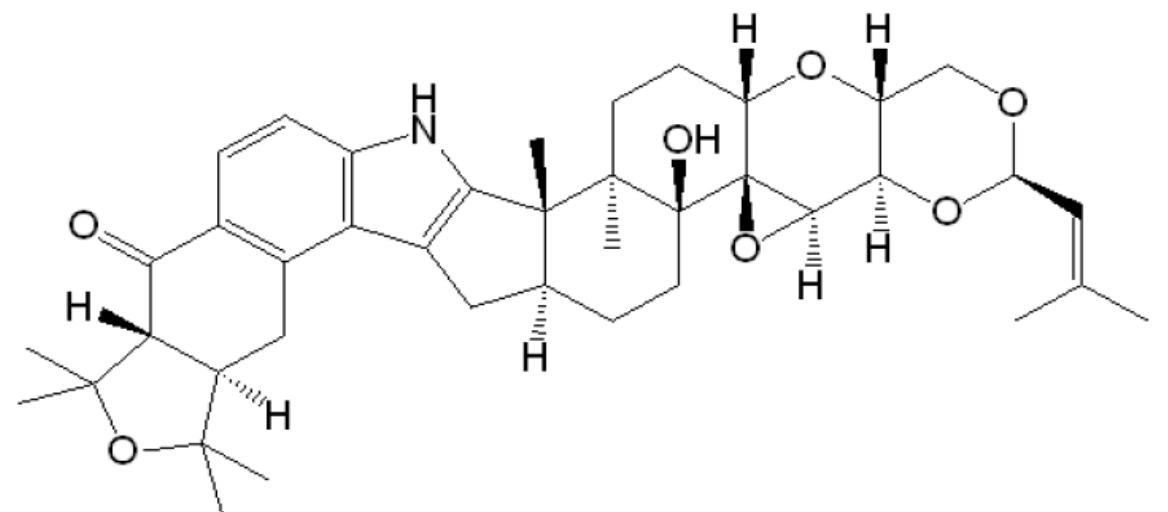
11 都道府県との連携

家畜のエンドファイト中毒を疑う事例が発生した場合には、都道府県からの依頼により乾牧草中のエルゴバリン・ロリトレムBの定量試験をFAMICで実施している。このような場合には、畜水産安全管理課に一報を入れた上で、FAMICに依頼してください。

また、飼料の立入検査計画の策定にあたり、あらかじめ立入検査先の調整を行うこととされていますので、引き続きご協力願います。



エルゴバリン



B